

四日市市告示第 1 3 2 号

四日市市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 月 3 月 3 0 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 5 0 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="204 723 379 757"><u>（要綱名）</u></p> <p data-bbox="204 779 818 875"><u>ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="204 958 331 992"><u>（趣旨）</u></p> <p data-bbox="204 1014 818 1350">第 1 条 この要綱は、<u>ひとり暮らし高齢者宅等</u>の住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害時の被害を軽減するため、市が実施するひとり暮らし高齢者宅等の住宅の家具固定事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="204 1433 363 1467"><u>（定義）</u></p> <p data-bbox="204 1489 818 1881">第 2 条 この要綱において「<u>ひとり暮らし高齢者宅等</u>」とは、市内に住所を有するもので次の各号のいずれかに該当し、民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）第 5 条に規定する民生委員が相談や協力依頼を受けた結果、何らかの支援を必要と判断する者とする。</p> <p data-bbox="204 1904 722 1937">（ 1 ）から（ 5 ）まで （略）</p> <p data-bbox="204 1960 363 1993">2 （略）</p>	<p data-bbox="850 723 1026 757"><u>（要綱名）</u></p> <p data-bbox="850 779 1441 875"><u>四日市市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="850 958 978 992"><u>（趣旨）</u></p> <p data-bbox="850 1014 1465 1350">第 1 条 この要綱は、<u>災害時要援護者</u>の住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害時の被害を軽減するため、市が実施する災害時要援護者の住宅の家具固定事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="850 1433 1010 1467"><u>（定義）</u></p> <p data-bbox="850 1489 1465 1881">第 2 条 この要綱において「<u>災害時要援護者</u>」とは、市内に住所を有するもので次の各号のいずれかに該当し、民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）第 5 条に規定する民生委員が相談や協力依頼を受けた結果、何らかの支援を必要と判断する者とする。</p> <p data-bbox="850 1904 1369 1937">（ 1 ）から（ 5 ）まで （略）</p> <p data-bbox="850 1960 1010 1993">2 （略）</p>

<p>(対象者)</p> <p>第3条 <u>ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業</u>(以下「家具固定事業」という。)の対象者は、<u>ひとり暮らし高齢者宅等</u>で四日市市防災指導員等の設置に関する要綱(平成8年消防本部告示第1号)に規定する防災指導員による防災診断の結果、家具固定が不適とされたものとする。</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 家具固定事業は、<u>ひとり暮らし高齢者宅等</u>の寝室の家具を対象に行うものとする。</p> <p>(申し込み手続き等)</p> <p>第5条 第3条に規定する対象者で家具固定事業を受けようとする者は、<u>ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業申込書</u>(第1号様式)を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 <u>四日市市災害時要援護者宅家具固定事業</u>(以下「家具固定事業」という。)の対象者は、<u>災害時要援護者</u>で四日市市防災指導員等の設置に関する要綱(平成8年消防本部告示第1号)に規定する防災指導員による防災診断の結果、家具固定が不適とされたものとする。</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 家具固定事業は、原則として<u>災害時要援護者宅</u>の寝室の家具を対象に行うものとする。</p> <p>(申し込み手続き等)</p> <p>第5条 第3条に規定する対象者で家具固定事業を受けようとする者は、<u>四日市市災害時要援護者宅家具固定事業申込書</u>(第1号様式)を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(危機管理監危機管理室)